

第 12 章

参考資料と お問い合わせ先



省エネ法関連の各種手続きを進める際に参考となる資料や、困ったときのお問い合わせ先を紹介します。

参考資料およびお問い合わせ先について

- 資源エネルギー庁ホームページ「省エネポータル」
- 「省エネ法の手引き」
- 省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）
記入要領
- 各種ヘルプデスク
 - ① 省エネ法ヘルプデスク
 - ② EEGSヘルプデスク
 - ③ グリーン・バリューチェーン・ヘルプデスク
- 資源エネルギー庁及び各経済産業局

資源エネルギー庁ホームページ「省エネポータル」



※画像は令和5年時点の画面

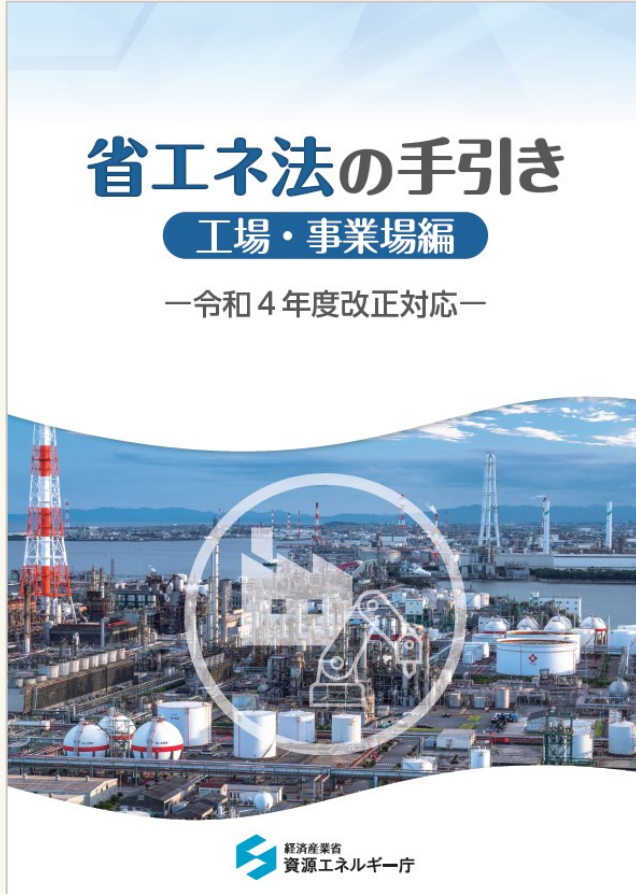
掲載されているもの

- 省エネに関する最新トピック等
- 省エネ法の概要、定期報告書、中長期計画書、ベンチマーク制度等の情報
- 省エネ法に関する各種様式のダウンロードページ
- 省エネ法に関する説明動画等

省エネポータル



省エネ法の手引き



※画像は令和5年時点の表紙

省エネ法に関する基本的内容が網羅されたパンフレット。
図解付きでわかりやすく解説されている。

掲載内容

- 省エネ法の概要
- 特定事業者の義務
- 3つの評価軸
- ベンチマーク制度
- 事業者クラス分け制度
- 開示制度
- 定期報告書、中長期計画書の記載例 など

資源エネルギー庁ホームページ「省エネポータル」から
ダウンロードできる。

省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領

●表紙（改正省エネ法）

様式第9（第36条関係）

※受理年月日

※処理年月日

定期報告書

殿

年

月

日

住所

①

法人名

法人名（英語表記）

②

法人番号

銘柄コード

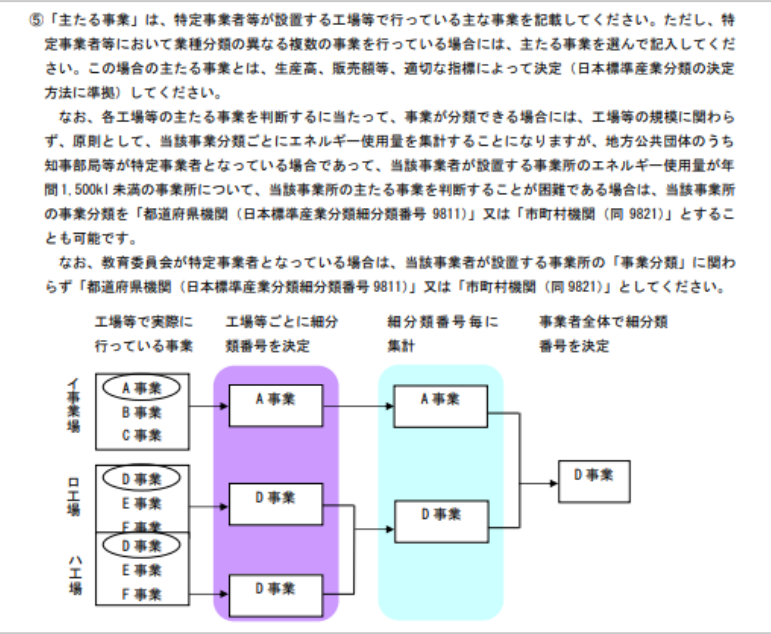
代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

①法人名（英語表記）欄には、単に社名をローマ字表記するのではなく“～Corporation”のように記載してください。

②上場企業の場合は、銘柄コード欄に、株式銘柄に個別付与された4桁の数字コードを記載してください。



別添資料 9

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法等について

対象となる証書等の詳細について

省エネ法において非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等は、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット」、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によって認証された「グリーン電力・熱証書」、「J-クレジット」です。なお、これらについては、非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限りします[※]。また、これに加えて、非化石証書は非化石電気の使用量としてみなすことができます。

非化石熱、非化石電気それぞれで認められる証書等の種類は、まとめると下表の通りです。

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット ・非化石熱由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン熱証書 ・非化石熱由来J-クレジット	・非化石電気由来国内クレジット ・非化石電気由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン電力証書 ・非化石電気由来J-クレジット ・非化石証書	・その他が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等

※ 例えばJ-クレジットの場合、省エネルギー分野の方法論のうちEN-S-019（廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替）、043（非再生可能エネルギー由来水素）、044（水素燃料電池車の導入（非再生可能エネルギー由来水素利用））及び再生可能エネルギー分野の方法論において使用した非化石燃料、非化石熱及び非化石電気の量についてのみ、非化石エネルギーのみなし使用量として報告することができます。他方、例えば、工業プロセス分野（AG-001～005）、農業分野（AG-001～005）、廃棄物分野（WA-001～003）、森林分野（FO-001～003）の方法論による省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできません。

計算方法について

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出してください。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。

非化石エネルギーのみなし使用量 = 報告対象年度の無効化量 - 報告対象年度の移転量 + 非化石証書に係る電力の量^{※1}

※1 月1日～12月31日の発電に係るもの

※画像は令和5年時点の画面

定期報告書および中長期計画書の記入要領が詳細に解説されているほか、別添の参考資料、解説も充実している。

資源エネルギー庁ホームページ「省エネポータル」からダウンロードできる。

各種ヘルプデスク ①省エネ法ヘルプデスク



※画像は令和5年時点の画面

省エネ法ヘルプデスク(令和5年度版)

省エネ法全般、とくに、定期報告書や中長期計画書の書き方などに関するヘルプデスク。よくある質問・回答集を掲載している。チャットボットで、内容を絞り込んで検索することができる。

【参考】

令和5年度開設期間

… 令和5年4月5日 ~ 令和6年3月29日

令和5年度開設事業者

… 一般財団法人 省エネルギーセンター

※次年度は開設事業者が変更となる可能性あり

省エネ法ヘルプデスク



各種ヘルプデスク ②EEGSヘルプデスク

電子報告システム全般（操作方法等）については以下の窓口までご連絡ください。

E-Mail: g-eeqs-support@sec.co.jp

電話番号：03-4446-6054

※お問い合わせはできるだけメールをお願いします。

※画像は令和5年時点の画面

EEGSヘルプデスク

EEGSの操作方法や入力に関する質問に対応している。

基本的な操作方法から、エラー表示の内容等について相談することができる。

各種ヘルプデスク ③グリーンバリューチェーンヘルプデスク

算定・報告・公表制度ヘルプデスク

グリーン・バリューチェーン ヘルプデスク（略称：GVCヘルプデスク）

<メールでのお問い合わせ>

E-mail: support@green-value-chain.jp

※メール文中に次の3つの項目をご記載ください。

1. 団体（会社）名
2. 質問のカテゴリ：SHK
3. 質問内容

<電話でのお問い合わせ>

ナビダイヤル：0570-00-3789（通話料がかかります）

受付時間：9:00～17:00 土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く

※画像は令和5年時点の画面

グリーンバリューチェーンヘルプデスク

温対法の算定・報告・公表制度ヘルプデスク。

特定排出者コード等、温対法の制度に関する質問に対応している。

資源エネルギー庁及び各経済産業局

担当課	担当地域	ホームページURL
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	https://www.hkd.meti.go.jp/information/energy/index.htm
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/syo_energy.html
関東経済産業局 エネルギー対策課	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡	https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/index.html
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山・石川・岐阜・愛知・三重	https://www.chubu.meti.go.jp/d33shouene/index.html
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/syouene.html
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取・島根・岡山・広島・山口	https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/energy/shouenergys_hisaku.html
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島・香川・愛媛・高知	https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0503_energy/energy_index.html
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/shou_ene.html
沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄	https://www.ogb.go.jp/keisan/about_keisan/keisan_keisan/keisan_keisan_enetai
資源エネルギー庁 省エネルギー課	全国	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/
産業技術環境局 環境政策課 環境経済室	温室効果ガス排出量の報告に関する問い合わせ	https://www.meti.go.jp/intro/data/akikou06_1j.html

質問内容の正確な把握のため、なるべくメールにてお問い合わせください。





ご視聴ありがとうございました